

氏名	増田知之
学位(専攻分野)	博士(文学)
学位記番号	文博第431号
学位授与の日付	平成20年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	文学研究科歴史文化学専攻
学位論文題目	明代書法文化史研究 ——法帖刊行に見る「書」文化の諸相——

論文調査委員 (主査) 教授 夫馬 進 准教授 中砂 明徳 准教授 高嶋 航

論文内容の要旨

本論文は、中国明代の書法文化について、書蹟を刻した「法帖」をとりあげ、法帖の刊行という切り口から「書」をめぐる様々な問題点について論じたものである。「はじめに」、「おわりに」を除き、全四章より構成される。各章においてはそれぞれ、文徵明、董其昌、邢侗、王鐸の四人が考察の主な対象として配され、彼らに關係する法帖刊行事業の時間的推移と地域的格差とが分析される。また各種の法帖刊行が当時の「書」を中心とした文化全体に及ぼしたのかについて、検討を加えている。

まず「はじめに」では、本論文の執筆動機が示される。「書」文化は、文人生活の中心的位置を占めるのみならず、中国文化を形成する主要な役割をも担っているが、従来の中国書法史研究は書風や書論についての研究に終始し、「書」がいかにして人々の間に広まり文化として定着したのかという、「書」を文化のひとつの要素として捉え、総体的かつ歴史的に研究するという視点が決定的に欠落していた、とする。このような研究状況の中で論者がとりあげるのが、「書」文化の広がりを考える上で極めて重要である法帖である。また現在、文化史研究において出版史が活況を呈しているが、同じ刻書である法帖もこの出版文化の影響下にある、とする。そこで、出版文化が盛んになる嘉靖年間以降から明末清初期に時期を絞り、またその中心地であった江南地方のみならず北方をも視野に入れ、出版文化史との関連を探りつつ、その刊行事業の実態を解明する、と本論文の考察範囲が示される。

第一章「明代における法帖の刊行と蘇州文氏一族」では、明代文人の代表格を何人も輩出した蘇州文氏一族を中心に据え、彼らによる一連の法帖刊行事業の分析を通して出版文化や宗族形成などについて考察を加える。明代中期以降、嘉靖・万暦年間になると、蘇州を中心とした江南地方は、経済的にも文化的にも中国を代表する地域となる。この江南地方において、書画の大家として知られる文徵明ら文人を数多く輩出してきた蘇州文氏一族は、「文人一族」として極めて有名であった。また、明代における法帖の刊行形態は、官主体のものから民間主体のものへと変化していくことになるが、その転換期となった嘉靖年間における多くの法帖刊行には、そのほとんどすべてに文徵明・文彭・文嘉ら何らかの形で関わっていた、という。そして、蘇州だけにとどまらず、常州、松江、嘉興といった江南地方の諸処に、文氏主導による「法帖刊行ネットワーク」を形成していった、と述べる。その中でも、彼らの刊行した『停雲館帖』は後続の法帖に多大な影響を及ぼし、以後、万暦年間になると爆発的に江南地方を中心とした法帖刊行がみられるようになる、とする。また、浮沈の激しい科挙社会にあって、家族の永続を目的として盛んに行われてきたとされる族譜の編纂と祠堂の設立、それに共有地の確保などは、この蘇州文氏一族については明確な形であらわれないとする。これに代って文氏一族は、「書」を中心とした数多くの文化的活動によって、いわゆる「文化資本」を蓄積し、その結果、文氏以外の人々の意識の中にも文氏一族こそ文人一族であるとする図式を植え付け、一族としての地位を築き維持していった、と結論づける。

第二章「明代後半期における法帖刊行の実態—蘇州文氏から松江董氏へ—」では、まず第一章を引き継ぐ形で、蘇州文人たちの關係した種々の法帖を取り上げて、嘉靖年間から万暦年間に至るまでの法帖刊行を通観する。その経緯を論者は、

文氏一族を中心とした蘇州文人グループが主導してきた法帖刊行の隆盛から衰退へ、そして松江の董其昌が関係する法帖刊行の勃興へと位置づける。以後、董其昌を中心とした法帖刊行が増大し、明末に至るまで一世を風靡することになる、とする。本章後半部では、松江董氏一族が行った董其昌の専帖刊行事業について重点的に論じられ、それまでとは著しく異なる法帖が次々と生み出される様が詳細に描かれる。所蔵品の素晴らしさ、摹刻の精妙さをアピールし、また書字を学ぶ者に裨益しようという法帖本来の意味合いが薄れ、応酬の書蹟の代替物としての法帖、贋作鑑定のための尺度としての法帖、「シリーズ化」された法帖、すなわち「個人（董其昌）喧伝用」のための法帖が生まれた、という。論者は、このような董其昌の法帖刊行事業を、董其昌による「文化戦略」の一端と見つつ、蘇州文氏一族によって培われた法帖刊行の風を最大限に取り入れ「董其昌ブランド」の構築に成功した、と評価する。一方で、彼はそのブランドイメージに支障をきたす偽刻を徹底的に排除しようとする。偽刻・贋作が横行する状況下において、「スタンダード」たる法帖の刊行には、往々にして更なる偽刻・贋作の登場という危険性が伴う。ここにおいて、「版權」意識を表出させた法帖までもが生み出されることになった、と述べる。また、法帖と出版文化との関連を考察する上で、営利出版である「坊刻」の存在についても言及するが、法帖刊行に見られる坊刻本はすべて偽刻（翻刻）であり、純然たる法帖の坊刻出版は清末に至るまで現れない、とする。

第三章「明代後半期における北方の「書」の状況—山東の邢侗とその法帖刊行を中心として—」では、明代北方の代表的書人で江南の董其昌と並称された山東の邢侗を取り上げる。そしてその法帖刊行について分析を加えることにより、従来の研究では言及されることのなかった北方における「書」文化の実態に迫る。邢侗が刊行した『来禽館法帖』は、「蘭亭序」、「十七帖」、「澄清堂帖」といった王羲之の名帖がその大半を占め、この法帖は邢侗の王羲之を正統とする書論を背景としてなったものであり、彼自身の書学の集大成として位置づけられ、当時における北方での唯一の法帖刊行として注目に値する、という。また、邢侗の死後、同郷の王洽らが邢侗の書蹟を集めて刊行したのが『来禽館真蹟』である。この一連の刊行事業は、山東が生んだ書人たる邢侗の書蹟を後世に残そうという、山東の名士たちによる「邢侗顕彰運動」であったと位置づける。邢侗は、文化の先進地であった江南地方に対して、「書法の正統」を受け継ぐ北方人として強烈な対抗意識を持ち続けていたが、彼の書人としての名声は、皮肉にも蘇州を中心とした江南地方の人々と深く交わることを通してのみ獲得しえた、とする。また、第二章で言及した江南の董其昌による法帖刊行と邢侗のそれとを比較すると、当時における江南地方の北方に対する文化的優位はなお揺るぎないものであった、と述べる。

第四章「法帖に刻された「尺牘」をめぐる—王鐸の専帖刊行を中心として—」では、明末清初期の代表的書人であり、また明清両朝に仕えた「武臣」でもある河南の王鐸を取り上げ、彼の関係した一連の法帖刊行事業を中心として、明清鼎革の激動期に法帖がいかに刊行され、当時の「書」にいかなる影響を及ぼしたのかについて考察する。清朝に帰順した武臣たちは、所謂武臣「文人サークル」を形成し、このサークル内で詩の贈答、尺牘の応酬、書画の鑑賞といった伝統的な文人の生活スタイルを貫いたのであるが、王鐸もこの文人サークルの中心メンバーであった。当代一流の書人でもあった彼の書蹟は、武臣メンバーたちによって重んぜられ、そして明代後半期に隆盛した法帖刊行の余風を受け継ぐ形で、彼の書蹟が次々と刊行されていった、という。『琅華館帖』、『擬山園帖』といった清初期に刊行された王鐸の専帖も、このような武臣「文人サークル」内から生み出されたものであり、この意味において彼ら武臣の「書」文化に果たした役割は極めて大きい、と述べる。また、王鐸の専帖には尺牘が多く刻されていた。尺牘を法帖に刻するという行為自体は取り立てて論ずるほどではないが、当代人の尺牘が刻入される法帖は明代にあっては極めて珍しい、という。ところが、明代末期から突如として法帖中に尺牘が刻入されはじめ、王鐸の専帖においては尺牘が主たる内容となる。この背景には、当時盛んに刊行された「尺牘集」の存在が考えられるが、中でも周亮工は、明末という時代を何らかの形で留め置きたいという切なる思いから、「尺牘三選」を編集・刊行した。この周亮工の尺牘集刊行の動機と王鐸の専帖刊行のそれとは見事に符合する、と述べる。

「おわりに」では、本論各章の要点を改めて整理し、明代の法帖刊行の風を受け継ぎ多種多様の法帖が刊行された、清代の法帖刊行研究の展望を述べる。

論文審査の結果の要旨

日本では「書道史研究」という独自のジャンルがある。中国ではこれを「書法史研究」という。いずれにしてもそれらの研究においては、各時代、各芸術家の書風や書論について論じるのが中心であった。これに対して論者は、「書法文化史研

究」という新しい別の概念を用いている。これは論者が書というものの歴史を書風や書論の変遷の歴史としてではなく、当該時代の文化史の一環として位置付けようとするからであって、ここにまず、従来の「書道史研究」「書法史研究」をのり越えんとする論者の強い意気込みを見ることができる。

論者が「明代書法文化史」を究明するに当たって具体的に問題としたのは、「法帖」刊行の実態である。「法帖」とは書を鑑賞したり書を習おうとする者のために、模範となる筆跡を印刷して集めた冊子のことである。通常それは筆跡を摹写して高級品の場合は石に刻りつけ、より簡便には木に刻りつけて拓本をとり、これを厚手の紙に貼り付けて折本としたものである。それはいわゆる「芸術作品」と異なって出版物であるから普及度が高く、その歴史は間違いなく出版史の一分野でもある。ところがこれまでの出版史では、法帖を含めて語られることはほとんどなかった。論者はこの法帖が明代嘉靖年間、すなわち16世紀中頃から急に数多く刊行されるようになったことに着目し、これを通常の書籍の出版と軌を一にするものと見なす。そしてまた、この時代を官主体の法帖刊行から民間主体のそれへの移行期であるとして、中国法帖刊行史上の一大変革期として位置付けている。論者が法帖の刊行について、これが「坊刻本」つまり民間書店の出版物であるかどうか、あるいは「版權」の概念がそこにもあったのかどうかを問題とするのも、従来の出版史の研究では法帖がほとんど触れられなかったからにほかならない。

論者は16世紀中期から17世紀中期にかけ、中国江南地方を中心に各地でなされた法帖刊行について、これを史料に即して綿密に追うことによって、これまでの中国出版史あるいは中国芸術史の研究では明らかにされなかった多くの事実を発見している。そのうち最も注目すべき功績は、明末の董其昌が自らの作品を法帖にして刊行したことを論じ、その実態と意義を始めて明らかにしたことである。董其昌といえば明末第一と目される書の名人であって、彼の作品や書論はその時代を風靡しただけでなく、後世にも多大な影響を与えた。このため彼の人物像あるいは書風・書論については、これまで世界の学界で夥しい研究があるが、彼による法帖刊行について本格的に研究したものはなかった。論者によれば、董其昌によって刊行された法帖は、それまでのように摹刻の精巧さを競うものではなく、また書体を学ぶ者を裨益しようとする意識は必ずしも濃厚ではない。むしろプレゼントとして夥しく彼に求められる「真筆」の代用品であり、あるいは市井に出回る彼の書の贋作と自らのものとを区別するため、「これこそ董其昌の本物の書体である」とそのスタンダードを示すために出版されたものとする。董其昌がこれこそが自らの書風であるとして法帖として出版すれば、これまたただちに贋作が出版される。論者はこれを「いたちごっこ」と表現する。さらに董其昌自らがその書を宣伝するためにも法帖が出版されたとし、出版が「シリーズ化」していたとも言う。論者はこれを董其昌による「文化戦略」と見なしている。士大夫と庶民が入り混じり、彼らとともに書法文化に参加するに至った明末においては、法帖が大量に刊行されることはそのままある書風の流行につながった。それはまた、書家としての名声を獲得することでもあった。論者がこのように書法史を文化史の一環として位置づけたことによって、董其昌がなぜ明末第一の書家としてあんなにもて囃されたのか、これまでよりはるかに理解しやすくなったと言っただけでよい。

このほか、文徵明や文震孟ら有名な書家を輩出した蘇州文氏という一族について論じたところにも、多くの創見が見られる。論者によれば、彼らによる『停雲館帖』などの法帖刊行は民間主体によるものの始まりとして画期的なものであり、また蘇州のみならず常州・松江・嘉興など江南地方の各地でおこなわれた当時の法帖刊行には、ほとんどすべて蘇州文氏が関係していたとする。董其昌が江南における書の旗手であったのに対して、「南董北邢」と呼ばれるように、華北には邢侗がいた。邢侗自身が刊行した『来禽館法帖』、あるいは彼の同郷人が彼を顕彰せんとして刊行した『来禽館真蹟』について論じ、そこにもやはり蘇州を中心とした江南文化の影響を見出したのも、新しい発見とすべきであろう。

以上のように、本論文は従来の書道史・書法史の研究には見られない斬新な論点と史実とを提供しえており、その意義はすこぶる高い。しかし問題もある。たとえば論者は、董其昌は自らの作品や法帖の贋作がつけられることに対して、そのブランドイメージを守るために徹底して排除しようとしたとするが、当時の文化状況を勘案し論者自らのいう「文化戦略」という視点から見れば、彼はむしろ自らの贋作が出回ることを期待していたと考えるほうがより自然であるなど、史実の解釈にはもっと柔軟であることが望まれる。また漢文の読みについても、まだまだ甘さが随所に見られる。しかしこれらいくつかの問題点があったとしても、その功績はそれらを補って十分に余りある。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の論文として価値あるものと認められる。なお2008年2月18日、調査

委員三名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問をおこなった結果，合格と認めた。